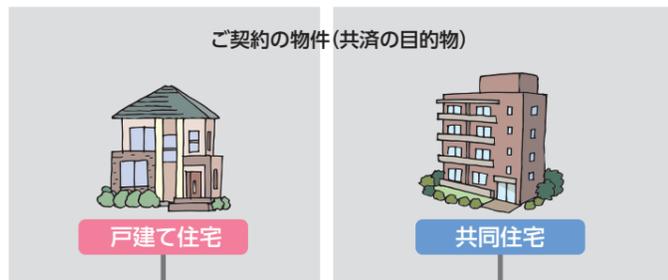


建物の構造 確認

建物の構造により共済掛金が異なりますので、建物の契約をされる方は、契約される建物の構造を以下の確認フローで必ずご確認ください。鉄骨・耐火構造の場合は、確認資料(証明書類)のコピーの提出が必要です。
なお、動産契約のみの場合、建物の構造確認は必要ありません。

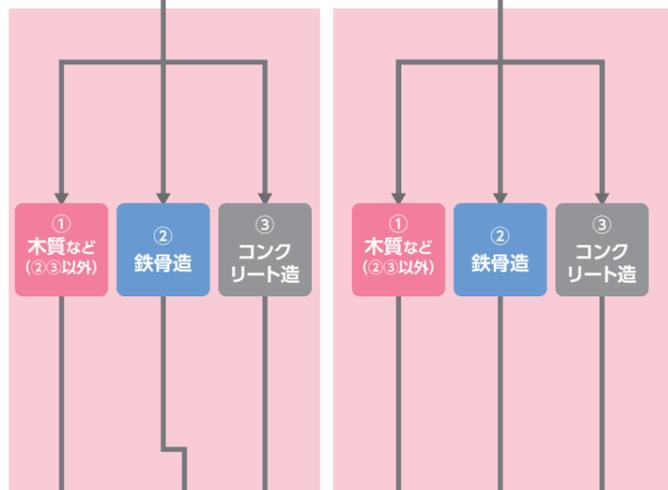
建物の構造の確認フロー



STEP 1 | 建物の形態の確認

建物が「戸建て住宅」か「共同住宅」かご確認ください。

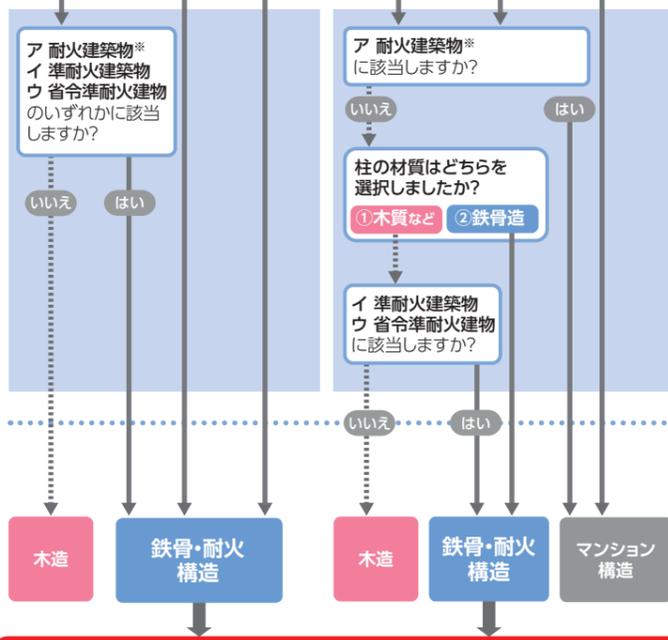
戸建て住宅とは、共同住宅以外の住宅
共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室(1世帯の生活単位として仕切れ、区分登記されているもの)が2つ以上あり、各戸室又は建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるもの



STEP 2 | 柱の材質の確認

柱の材質を「課税明細書(固定資産税・都市計画税)」などでご確認ください。

- 木質など**(2,3以外)とは、②③以外の材質の柱で組み立てた建物。柱がない枠組壁工法建物(2x4工法建物)を含む。
- 鉄骨造**とは、全ての柱(付け柱、飾り柱を除く。)を鉄骨(CFTを含む。)又は鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をプレキャストコンクリート板、石膏ボードなどで被覆したものを含む。
- コンクリート造**とは、全ての柱(付け柱、飾り柱を除く。)をコンクリートで造った建物。鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造などがコンクリート造に該当します。



STEP 3 | 耐火基準の確認

柱の材質が「木質など」であっても建物が耐火基準を満たし、鉄骨・耐火構造と判定できる場合があります。「建築確認申請書」などに以下のア・イ・ウの名称の記載がないか、ご確認ください。

耐火基準を満たしている建物には以下のものがあります。
ア 耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2)
イ 準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)
ウ 省令準耐火建物
※ 昭和35年以降に建築された地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である場合は、耐火建築物に該当します。

判定結果 | 建物の構造区分

契約申込書「建物契約」欄の「建物の構造」に該当するものに○を付けてください。

建物構造の判定結果が、**鉄骨・耐火構造**に該当する場合、速やかに警生協支部担当者までご連絡ください。警生協指定の「建物構造申告書」を送付しますので必要事項をご記入の上、確認資料(次頁に例示したいずれかの証明書類)のコピーを「建物構造申告書」に添付して提出してください。

各ステップの解説



柱の材質は、**課税明細書(固定資産税・都市計画税)**などの確認資料(証明書類)の**構造欄**に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの名称で記載がありますのでご確認ください。

【材質の確認資料(証明書類)】

- 課税明細書(固定資産税・都市計画税):【構造】欄
- 建築確認申請書:第四面【4. 構造】欄(建築基準法第6条第1、2号に基づくもの。以下同じ。)
- 検査済証(中間検査合格証)
- 登記事項証明書
- 重要事項説明書
- 土地建物売買契約書

いずれかの確認資料(証明書類)のコピーを提出してください。

構造(略称)		
木質など	鉄骨造	コンクリート造
・木造 ・木骨石造 ・木骨れんが造	・鉄骨造(S) ・軽量鉄骨造(LGS)	・コンクリートブロック造(CB) ・鉄筋コンクリート造(RC) ・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) ・れんが造(レンガ) ・石造(レンガ)

()内の(S)(SRC)(レンガ)などの略称で記載されている場合もあります。

注意 「木造一部鉄骨造」のように複数の材質が表記されている場合は、最も耐火性能の低い材質での判定となります。

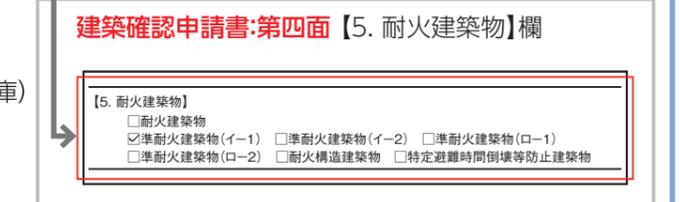


耐火基準は、家を購入(新築)した際の一件書類の中にある**建築確認申請書**などの確認資料(証明書類)に記載されていますのでご確認ください。**赤枠内**のいずれかの項目にチェック等があれば、鉄骨・耐火構造となります。

【耐火建築物、準耐火建築物の確認資料(証明書類)】

- 建築確認申請書:第四面【5. 耐火建築物】欄
- 他保険(共済)が発行した証書等
- 【省令準耐火建物の確認資料(証明書類)】
- 独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の特約火災保険の証券、ご契約カード、領収書等
- 建築確認申請書
- 設計仕様書
- 設計図書

いずれかの確認資料(証明書類)のコピーを提出してください。



確認資料(証明書類)がない場合

耐火基準に関する確認資料(証明書類)が見つからない場合は、警生協指定の「建物構造申告書」の下半分にある「建物構造証明書欄」に施工者、ハウスメーカー等から耐火基準に合致した建物であることの証明を受け、提出してください。



上記の確認資料(証明書類)が揃わない場合は、「新火災共済契約変更等申込書」の(2)建物契約「建物の構造」欄の「1木造」に○を付けて提出し、確認資料(証明書類)が揃い次第、ご連絡ください。
なお、建物構造の違いによる共済掛金変更が生じた場合は、遡って共済掛金の差額を返還又は請求します*。(39頁「共済掛金の返還と請求」を参照)
※ 返還の場合は最長3年、請求の場合は直近の共済契約締結時(最長1年)まで遡ります。ただし、共済事故が生じたときに構造が異なることが判明した場合は、共済事故が生じた日の属する共済年度まで遡ります。